

平成28年度第2回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会議事録

1 日時

平成28年7月8日（金）午前11時20分～午前11時40分

2 場所

岡崎市役所西庁舎7階704号室

3 出席委員

山崎浩司 櫻井敬子 庄村勇人 深津有香

4 欠席委員

川畑博昭

5 説明のために出席した職員

総務文書課 柴田伸司 鈴木洋人 森聡子

6 議題

平成27年度実施状況について

7 議事（要旨）

（事務局：柴田）

それでは会議に先立ちまして、本日の審査会の公開について御説明申し上げます。本日の会議につきましては、特定の個人が識別されるような個人情報が含まれておりませんので、「岡崎市附属機関の会議の公開に関する要領」第2条の規定によりまして、公開とさせていただきます。

それでは、本日の議事に入りますが、委員の皆様の新たな任期の始まりによりまして、会長を選出していただくということでございますものですから、決まるまでの間ですが、事務局の方で取回しをさせていただきます。また、本日は、川畑先生が都合によりまして御欠席となりましたが、出席委員は定足数に達しておりますので、只今から、平成28年度の第2回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会を始めさせていただきます。まず、会長の選出ですが、岡崎市情報公開・個人情報保護審査会規則第2条第1項の規定により、会長の選出を委員の皆様のご互選によりお願いしたいと存じます。いかがでしょうか。

（庄村委員）

はい、山崎先生に引き続きお願いをさせていただければと思っております。

（事務局：柴田）

ただいま庄村委員から「山崎委員を推薦する」という御意見がありました。他に御意見がなければお諮りいたします。どうでしょうか。

山崎委員を会長にお願いするということでよろしいでしょうか。

（各委員）

異議なし

（事務局：柴田）

ありがとうございます。それでは、「御異議なし」ということでございますので、山崎委員に本審査会

の会長をお願いいたします。

それでは、山崎会長、任期始めということでございますが、ごあいさつをお願いいたします。

(山崎会長)

それでは、ただいま推薦によりまして、会長に指名をされまして、情報公開条例及び個人情報保護条例の趣旨に沿った審査会の運営をしていきたいと思っております。

これから2年間、委員の皆様と審査会の運営をさせていただくわけでありますが、皆様の御協力、御指導を心からお願い申し上げまして冒頭のごあいさつにさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

(事務局：柴田)

ありがとうございました。それでは、今後の議事の取回しを会長をお願いいたします。

(山崎会長)

それでは、職務代理の指名をしなくてはいけないので、審査会規則第2条第3項の規定によりまして、会長である私の方から指名することになってますので、櫻井委員を指名させていただきたいと思えます。御承諾いただけますでしょうか。

(櫻井委員)

よろしくをお願いいたします。

(山崎会長)

ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

それでは本日の議事に入ります。昨年度の岡崎市情報公開及び個人情報保護条例の実施状況について報告をお願いします。

(事務局：森)

それでは、平成27年度の岡崎市情報公開及び個人情報保護条例の実施状況について、御説明いたします。資料を1枚めくっていただきまして、まず岡崎市情報公開条例の実施状況から御説明させていただきます。

1の表を御覧ください。平成27年度の公文書開示請求件数は232件でした。昨年度が278件ですので、46件減ったこととなります。処理状況につきましては、全部開示が84件、一部開示が132件、非開示が15件、取下げが1件でございます。

続きまして、2の表を御覧ください。実施機関別の件数内訳になってます。資料には掲載していませんが、中でも請求が多かった課というのは、建築指導課になります。建築指導課が36件と一番多くて、次いで乙川リバーフロント推進課が19件になっております。建築指導課の請求というのは、「建築計画概要書」、「建設リサイクル法の届出書」が大半を占めております。次いで乙川リバーフロント推進課の請求につきましては、特定の人、3名による工事の打合せ記録や施工計画書等の請求になっています。

続きまして、3の表を御覧ください。こちらは非開示理由の内訳になっております。第7条第2号の個人情報に該当するとして非開示としたものが96件と最も多くなっております。次いで第7条第3号の事業活動情報になりますが、こちらに該当するとして非開示としたものが79件となっています。

1枚おめくりいただきまして、4の「開示請求内容と処理状況」でございますが、こちらは2ページから23ページに個々のものが掲載しておりますけれども、この場で個々の請求の詳細につきましては御説明いたしません。またお時間のあるときに御覧いただければと思います。

23ページが一番下の表になります。5の「不服申し立ての状況」ということですが、不服申立ては平成27年度はありませんでした。

以上が、情報公開条例の実施状況の御説明となります。

続きまして、1枚めくっていただいて、平成27年度の岡崎市個人情報保護条例の実施状況について御説明いたします。資料24ページを御覧ください。

まず、1の個人情報取扱事務の届出件数ですが、今年4月の調査をしまして、合計で501件でございます。

続きまして、2の表を御覧ください。個人情報保護条例に関する開示請求は38件でした。前年度は、47件でしたので、9件減ったこととなります。処理状況につきましては、全部開示が18件、一部開示が16件、非開示が4件、取下げは、0件でございます。

続きまして、3の表になりますけれども、実施機関別の件数でございます。資料の内訳のうち市民課が上から2段目にありますが、開示請求の件数が最も多く16件となっております。次いで市民課から4段下になりますけれども、介護サービス室が6件となっております。市民課の請求というのは、ほとんどが印鑑登録や住民票、戸籍謄本などの証明書交付申請書の請求となっております。介護サービス室の請求については、介護認定に関する調査票、主治医意見書の請求が主なものでございます。

続きまして、4の表になりますが、非開示理由の内訳になってます。一番多いのが第17条第2号の個人情報が14件、次いで第3号の事業活動情報、第6号の事務事業情報、不存在・存否応答拒否がそれぞれ4件となっております。ちなみに不存在・存否応答拒否が4件ですが、内訳は不存在が3件で存否応答拒否が1件となっております。

続きまして、5の「開示請求内容と処理状況」につきましては、25ページから27ページまで個々に請求内容が記載されてますけれども、個々の請求内容については御説明いたしませんのでお時間のあるときに御覧いただければと思います。

最後になりますが、27ページの6、7、8の訂正請求、是正の申出、不服申立てについては平成27年度はございませんでした。

以上が、個人情報保護条例の実施状況の御説明となります。

ここまで、御説明させていただきました内容の概要を、市政だより6月15日号に掲載いたしました。また詳細につきましてもホームページ及び市政情報コーナーで閲覧できるようになっております。

御報告は以上でございます。

(山崎会長)

先生方から、何か御質問等はございませんか。

個人情報も情報公開も開示請求が減少してるんですけど、なんか理由はあるんですか。

(事務局：森)

今回に関しては大きな理由はないです。前々年度は開示請求件数が現在より多かったです。平成25年度が公文書開示請求件数が485件で、平成26年度、平成27年度は200件代になってるんですけども、平成25年度から平成26年度が減った理由というのは、金入り設計書が情報提供に変わりまして、200件近く減りました。平成26年度と平成27年度の46件の差というのは特に、これだという理由はないです。

(山崎会長)

減ってはいるけど、そう大きな変動ではない、そういうことですか。

(事務局：森)

そうです。

(山崎会長)

他に何かありますか。

(庄村委員)

建築指導課への請求が多くなっていったんですが、ある情報について別々の会社が開示請求してきて、何度も何度も対応しないといけないってような情報は、金入り設計書はそれは、そうだと思うんですが、それ以外は特にはないってことでいいでしょうか。

(事務局：森)

ある一定の会社が毎月請求してくる状況ということですか。

(庄村委員)

はい。

(事務局：森)

建築リサイクル法の届出書をある会社が定期的に請求しています。

(山崎会長)

何番ですか。

(事務局：森)

5ページの43番になります。建築リサイクル法の届出書、変更届出書を1か月に1回程度請求しています。

(山崎会長)

10番とか19番とか、毎月ですか。

(事務局：森)

そうです。

(事務局：柴田)

具体的にいうと建通新聞社さんですね。

(庄村委員)

他市でもそういう議論があって、つまり、業務をかなり圧迫するような請求を効率的に減らせないかというような議論があって、情報提供っていう形で出すっていうのは、一つの方法なんだろうとは思いますが、ただ、その一部開示という話になると、消さないといけない部分が毎回変わっていく部分があるので、それがなかなか難しいなと思って。どこまで、そういう事業者に合わせてやらないといけないのかっていうところが、ちょっとあって。手数料を多く取るんだとか、いろんな議論が出てきているのがあっていうことを前提での質問です。

(事務局：柴田)

薬とかそういったものを扱ってる会社も、毎月決まって、病院、診療所の廃止届を請求してきます。

(山崎会長)

建築指導課では、困ってるというようなことはあるんですか。

(事務局：柴田)

困ってるってことではないです。

(庄村委員)

何か工夫をされてとか、例えば、消しやすいような。作成の段階から出ていくことを想定して作っているとかいう工夫をされていたりはしていますか。

(事務局：鈴木)

薬局、医薬品販売業等の廃止届の請求がひと月に一回くらいありますけど、複数の部署にまたがってまして、ひとつの部署は自分のところはある文書しか出さないから、届出書しか出さないよっていう形で対応してますけども、もう一つの部署は、どうせ毎月来るなら最初から一覧表を作成するようにして情報提供をするという形で対応していただいています。

(山崎会長)

一部非開示にするときには、マスキングする部分を、予め決めてるってというような感じですか。

(事務局：鈴木)

決めやすいようにっていうところはあると思います。

割と定期的に来る業者さん等の請求に対しても、請求されるものは開示するべきものだから仕方ないという意図で意識を持ってやっていただいている部署が多いですけども、たまに開示請求がある部署ですと、自分達は忙しい中でやってるのに、なんでわざわざ業者さんのためにこんな時間を割いて請求に応えなきゃいけないんだっていうことを我々に言う職員も、まだ稀にはおります。

(庄村委員)

かなり慣れてるってことですか。

(事務局 鈴木)

慣れたところは、また来ましたっていうところでしょうね。

(山崎会長)

他に何か質問ございませんか。

それでは、本日はここまでにしたいと思います。

以上で平成28年度第2回目の岡崎市情報公開・個人情報保護審査会ではありますが、これを終了いたします。本日は、ありがとうございました。

平成28年7月27日

(署名者)

岡崎市情報公開・個人情報保護審査会

会長 山崎 浩司